

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 十 一 号

平成二十六年四月十七日(木曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 坂本 哲志君

理事 北村 誠吾君 理事 齋藤 健君

理事 谷川 弥一君 理事 宮腰 光寛君

理事 大串 博志君 理事 村岡 敏英君

理事 石田 祝稔君

井野 俊郎君 池田 道孝君

小里 泰弘君 加藤 寛治君

門 博文君 川田 隆君

菅家 一郎君 小林 鷹之君

清水 誠一君 白須賀貴樹君

末吉 光徳君 鈴木 憲和君

田中 英之君 武部 新君

津島 淳君 中川 郁子君

中谷 真一君 橋本 英教君

福山 守君 堀井 学君

務台 俊介君 築 和生君

渡辺 孝一君 後藤 斎君

玉木雄一郎君 寺島 義幸君

鷲尾英一郎君 岩永 裕貴君

鈴木 義弘君 松田 学君

丸山 穂高君 稲津 久君

樋口 尚也君 林 宙紀君

畑 浩治君

議員 農林水産大臣 玉木雄一郎君

農林水産副大臣 林 芳正君

農林水産大臣政務官 江藤 拓君

農林水産大臣政務官 小里 泰弘君

政府参考人 (内閣府日本学術会議事務局局長) 田口 和也君

政府参考人 (農林水産省大臣官房総括審議官) 荒川 隆君

政府参考人 (農林水産省生産局長) 佐藤 一雄君

政府参考人 (農林水産省経営局長) 奥原 正明君

政府参考人 (農林水産省農村振興局長) 三浦 進君

農林水産委員会専門員 栗田 郁美君

委員の異動 四月十七日

菅家 一郎君 補欠選任 白須賀貴樹君

武井 俊輔君 小林 鷹之君

武部 新君 門 博文君

築 和生君 務台 俊介君

村上 政俊君 松田 学君

同日 辞任 補欠選任 武部 新君

門 博文君 中谷 真一君

小林 鷹之君 菅家 一郎君

白須賀貴樹君 築 和生君

務台 俊介君 丸山 穂高君

松田 学君

同日 辞任 補欠選任 田中 英之君

中谷 真一君 村上 政俊君

丸山 穂高君

同日 辞任 補欠選任 武井 俊輔君

田中 英之君

四月十七日 農業予算を抜本的に増額し、食料自給率向上を

目指すことに関する請願(畑浩治君紹介)(第六九六号) は本委員会に付託された。

本日(の)の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第四九号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案(内閣提出第五〇号)

農業者戸別所得補償法案(大串博志君外六名提出、第百八十三回国会衆法第二六号)

農地・水等共同活動の促進に関する法律案(大串博志君外六名提出、衆法第六号)

中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案(大串博志君外六名提出、衆法第七号)

環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案(大串博志君外六名提出、衆法第八号)

○坂本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案並びに第百八十三回国会、大串博志君外六名提出、農業者戸別所得補償法案及び大串博志君外六名提出、農地・水等共同活動の促進に関する法律案、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案、環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房総括審議官荒川隆君、生産局長佐藤一雄君、経営局長奥原正明君、農村振興局長三浦進君及び内閣府日本学術会議事務局局長田口和也君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○坂本委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。加藤寛治君。

○加藤(寛)委員 皆さん、おはようございます。自民党の加藤寛治でございます。

質問に入ります前に、先般の鳥インフルエンザ発生については、その後の第二例目の発生を防げたということは、初動対策において、政府並びに当該地域の県、市町村、関係者の適切な連携、防疫措置の成果であろうと思ひ、敬意を表しております。

それでは、質問の機会を得ましたので、感謝をしながら、質問に入ります。

まず、経営所得安定対策関係についてであります。

平成十九年のゲタ対策、ナラシ対策の導入においては、対象者について規模要件を設けたところでありましたが、その後、民主党政権となり、平成二十二年から、全ての販売農家を対象に戸別所得補償制度を導入したことは御承知のとおりであります。今般の見直しは、意欲と能力のある担い手を対象としつつ、規模要件は設けないこととしており、これは、他産業従事者から見た立場と農業の現場から見た立場を踏まえたものと評価をいたしております。

そこで、ゲタ対策、ナラシ対策については、面積要件の廃止や認定新規就農者の取り組みによって、意欲と能力のある農業者であればこれらの対策の対象になると考えてよいのか、お伺いをいたします。

○江藤副大臣 先生の御指摘のとおりでございます。

面積要件は課さないことといたしました。これから認定農業者にますますなつていただきたい。それから認定新規就農者もどんどん募つていきたい。この場合は、就農支援交付金があったり、資金があったり、それから給付金があったり、いろいろなシステムがあります。

それに加えて、集落営農も、今まで五つの要件が非常に厳しくかかつておりましたけれども、委員会でも何度も質疑されていきますように、二つの要件、規約をつくる、共同販売経理をやつてくれればよいということでありまして、今までに比べて格段に集落営農もつくりやすくなつていくということでございます。

それに加えて、面積要件を外せば、もうかなりの方々がカバーできるということでありまして、先生がおっしゃるように、この規模要件を課さないことによつて、新しい農政、そして意欲のある、経営感覚を持った農家の方々が、全国一律に販売農家を対象とすることではなくて、そういった意欲を持った人たちが、安定的に地域の農業、それからコミュニティを守ってくれる、そういう体制が確立されていくものと考えております。

○加藤寛委員 お伺いをしますと、対象者については、意欲があれば関口は開かれておることだと思ひますが、対象者になるために、農業者が認定農業者や認定新規就農者の認定を新たに受けたり、集落営農を組織化するに当たつては一定のハードルがある。何もしなくてもよいというわけではないと思ひます。

そこで、平成二十七年の法施行に向けては、認定農業者並びに認定新規就農者の加入や集落営農の組織化が進むように配慮してほしいと思ひます。

が、大臣の見解をお伺いをしたいと思ひます。

○林国務大臣 今回の法改正ですが、二十七年の四月一日から施行予定でありますので、この施行までの一年間の間に、必要な方が認定農業者、それから認定新規就農者の認定を受けたり、集落営農の組織化が図れるように、都道府県、市町村等と連携を密にしてしっかりと対応してまいりたい、こういうふうにして思ひます。

○加藤寛委員 農産物の価格や収量が下がった場合には、担い手の経営を政府が支援をするということとはもつともなことであろう、私はこのように考えております。

政府案も民主党案も、対象者は異なるものの、これはセーフティーネット措置として、農業者の拠出を伴うナラシ対策を措置しております。また、このナラシ対策は米、麦、大豆等が対象となつておるわけでありまして。

政府案と民主党案の違いの大きな一つは、交付金の補填に当たつて、政府案では、各品目の収入の増減を合算、相殺して補填するということであるが、民主党案では、合算、相殺しないで、減収分のみを合算して補填をするということになつておるようです。

ところが、民主党の法案では、将来、収入保険を導入することを想定している一方、ナラシ対策で合算、相殺しないとしておることは、何か矛盾をしておるのではないかと思ひがしてありますが、この点についての見解をお伺いしたいと思ひます。

○玉木議員 加藤先生にお答え申し上げます。大変重要なポイントの御指摘をいただいたと思ひます。

たしか、赤澤先生にもお答えをしたんですけれども、この制度をつくる際に、確かに悩んだ点の一つであります。ただ、農家にとつてもわかりやすいシンプルな制度にしようということで、合算ではなく、それぞれの所得の変化に着目するというところで当面制度を設定してはどうかということにしたわけでありまして。

ただ、法施行後三年をめどに検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるということを附則に書いておりますけれども、その際の総合的な所得保険、収入保険のイメージは、例えば野菜を含むかもしれないし、耕畜連携で畜産も一緒にやっている方は、例えば今の新マルキン制度、あれもある意味では収入保険的な制度になつておりますので、そういったことも全て合算した総合的な収入保険制度を考えていく際には、先生今御指摘になつたような、やはり相殺し合算していくようなことも検討していく必要があるというふうに思ひます。

目で行い、また、そのことに伴うデータをしっかりと取得して、実際に保険制度をつくる際には、相殺していくこと、合算していくことももちろん検討に入れて対応していきたいというふうに考えております。

○加藤寛委員 政府も、今年度から収入保険の調査費を計上するなど、将来の収入保険の導入を予定しておるようでありまして。

将来、ナラシ対策を収入保険につなげていくという可能性があるのであれば、ナラシ対策は合算、相殺した補填を行うことが適切であらう、このように私は考えておるところでございます。

次に、多面的機能支払い関係についてお伺いをしたいと思ひます。

これまで水保全管理支払いに取り組んでいた集落は、基本的に農地維持支払いと資源向上支払いの両方に取り組んでいくことになるわけでありまして、今後、多くの集落が両方の支払いに積極的に取り組んでいくべきであるとも考えております。

また、両支払いに取り組む場合に、例えば水路の草刈りと水路の目地補修などは同じ日にあわせて行われるということが多々あるのではないかと、このことが予測をされます。これらの取り組みを区分して経理をするということは大変難しいように思われるわけでありまして、これを強引に何らかの形で区分して経理をしなければならぬと思ひます。

るならば、事務手続が活動組織にとつて大きな負担となるように思われます。

そこで、農地維持支払いと資源向上支払いは、一体的に活動が行われることが多いわけですから、支出の区分が難しいようでありまして、区分をして経理を行わなければならないのかどうか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○小里大臣政務官 農地維持支払いと資源向上支払いの経理区分につきましては、お話をいただいたような理由によりまして、これをあわせて経理できるようにしてもらいたい、そういうニーズが上がつてきているところでありまして。

そういったことを踏まえまして、両支払いの経理を一つのものとして行うことができるようにしたいと思ひます。

なお、施設の長寿命化のための活動、例えば老朽化した水路の補修、農道の補修等につきましては、土地改良区などの他者の財産の形状変更等を伴うというものがほとんどであります。要するに、財産管理の観点から、こういった活動については、すなわち施設の長寿命化のための活動については、他の活動と区分して経理を行うとしていくところでございます。

○加藤寛委員 多面的機能支払いの取り組みというのは、地域がみずからの考えに基づいて、現場の力で活動をしていくことが最も重要なことであらうと思ひます。そのためには、経理を初め、事務手続はできるだけ簡素化することが必要であらう、このように思ひます。

また、農村は高齢化、人口減少が非常に急激に進行をしておるわけでありまして、多面的機能支払いに取り組むためには、事務手続を含む地元の実施体制をしっかりと整備することが必要だと考えております。

そこで、現場の力を引き出すためには、農家だけではなく、地域のＪＡや土地改良区の協力を得ながら取り組んでいく方がより効果が上がるのではないかと考えておりますと同時に、多くの地域において取り組んでもらうためには、この多面的

機能支払制度について、積極的に幅広く周知徹底を図るべきだと思いますけれども、この点について御見解をお伺いしたいと思います。

○林国務大臣 加藤先生は、県議会議長もされましたが、農協の組合長も御経験をなさっておられるということで、なるほどという御質問でございます。

この多面的機能支払い、これは水路や農道等の地域資源を、地域ぐるみの共同活動によって保全する取り組みを支援していこう、こういうことでございますので、地域におけるさまざまな主体の参画のもとでこの取り組みを進めることが望ましい、こういうふうに考えております。

土地改良区は、水路等の施設の所有者もしくは管理者ということで、この取り組みと密接な関係を持っております。活動組織への積極的な参画が期待されているものでございます。

J Aについても、地域の農業振興を担う団体として、積極的な参画が期待されているところであります。

多面的機能支払いに関しましては、活動組織が行う事務について、J A、土地改良区などに委託することができ、こういうことにもしてあります。そういった面でも貢献が期待をされておるところでございます。

活動組織の事務処理作業については、地域住民の高齢化、人口減少等々でなかなか難しい状況もある中で、こういった団体からの事務処理面での協力も大変ありがたいことであります。こういうことによつて活動組織の取り組みをしつかりと地域で支えていただきたい、こういうふうに思っております。

○加藤(寛)委員 それぞれに、経営所得安定対策並びに多面的機能支払い等についてお伺いをしたわけですが、それぞれの案件についても、要は農業・農村所得増進目標十カ年戦略の一環としての対策であるわけです。大場より急場であるわけですから、当面の対策としては、このような政策というのは必要不可欠な対策であるというこ

とで、高く評価をしながら期待をいたしております。

しかしながら、それはそれとして、中長期的な日本の農業発展を図るためには、いかに多くの優良農地と、いかにすばらしい担い手を確保することが、私は将来に向けての最重要課題であるという思いがいたしております。

そこで、今大きな、基本的な考え、政策の中で、現在の担い手が耕作をしておる全耕地面積の五〇％を十年後に向けて八〇％に持っていこうとするこの計画はすばらしい計画だ、このように私は受けとめております。

そこで、機会あるたびに私は申し上げておるわけですが、まだ現在、大まかに申し上げて、全農地面積四百五十万ヘクタール、そのうちの水田が二百五十万ヘクタール、残りの二百万ヘクタールが畑地、そういう中で、水田については六十数％でありますから百五十万ヘクタール余、圃場整備は済んでおります。

しかし、畑地については二十数％ですから、二五％に見ても五十万ヘクタールということで、二百万ヘクタール余の圃場整備、基盤整備というのは完成をしておるようでありますけれども、まだ残された農地の圃場整備というのが、これから農業・農村所得増進目標十カ年戦略、これを成長産業として成長させるためには、やはりこの圃場整備の問題というのはなくてはならない、これから大きな目標に持つていかねばならないと思うわけであります。

そういう中で、土地基盤整備事業、圃場整備事業の年次計画というのを早く設定すべきではないかという思いがいたしておりますけれども、林農水大臣に御見解をお伺いできればという思いがいたしております。

○林国務大臣 今、委員からは、具体的な国全体の数字もお出しなされまして、圃場整備の重要性について御指摘があったところでございます。どういふ公共事業でもそうですけども、計画的に進めていくということが非常に大事であると

いうことは、この圃場整備に限らないところでございますので、どういうふうに進めていくかについて、計画をつくってやっていくやり方もあるし、それぞれ、この場合は、通常の国道等をつくるものと違ひまして、農家の自己負担、すなわち自分の圃場という性格もございまして、どういふ御希望があるか、こういうことも一方であるわけでございます。

その辺を踏まえながら、倍増目標というものに合ったものをしつかりと目指していく、これが必要であるというふうに思っておりますので、農業にとつて基盤となる圃場の整備というのはしつかりと進めていく、これが基本になればならない、こういうふうにご考えております。

○加藤(寛)委員 どうして圃場整備等々についてばかりの丁寧な話をしたいのかと申しますと、私、私が三十数年前に県会議員になりました折に、地域の農業者の方々から相談を受けたこと、第一に、うちの息子に嫁の来手がないんですよ、これをどうにかして解決してもらいたいというふうな要望を受けたわけです。

そこで、私が申し上げたことは、御案内のように、農業は三K産業、ひよつとすれば四K産業になるかもしれません。きつい、汚い、危険、加えて収入が少ないから金欠、そういうことで四Kとも言えるような産業であります。

だから、とにかく花嫁が息子に来るためには、花嫁さんを楽にしてやる、そして収入を上げる、これを解決すれば花嫁さんは喜んで来てもらえるんですよという話をすると、花嫁さんを楽にさせるためには、やはり機械化をして、そして花嫁さんは、十時休み、三時休みにお茶を持ってきた、食事の準備をするぐらいにすれば、それは喜んで来てもらえるんですよ。

しかし、そのためには機械化をしなければならぬ。機械化をするためには、圃場整備をして規模拡大を図らなければならない。そうすることによって花嫁さんは楽になるわけだから、そして規模拡大によって収入も上がるわけだから、そうす

れば間違いなく来ますよということ、圃場整備の必要性をその地域に私は訴えて今日まで来ておるわけです。

その結果、皆さん方も、いつときはなかなかその件についても理解はしてもらえなかったけれども、何回となく、繰り返し繰り返し話をするうちに理解をしてもらって、圃場整備に取り組んでいただきました。

その結果、今現在、若い世代に花嫁さんが来ていたでいて、そして農協の出荷協議会、出荷反省会等々を開催するたびに、ほとんど私たちの子供みたいな夫婦が数多く出席をして、非常に若い担い手の世代が育つておるといふのが現状であるわけです。

そうした私なりの経験を踏まえて、やはり日本の農業を発展させるためには担い手がいなければならぬし、担い手が育つためには、その人に花嫁さんが来て、そしてまたその後継者が育つ、そうすることによって、営々として日本の農業を引き継いで、発展をしていくという思いが強くあるものですから、この圃場整備についての必要性というのを私は機会あるたびに申し上げておるような次第でございます。

どうかこの圃場整備の必要性というのを御理解いただいて、いつときも早く計画を立てて取り組んでいただけるようお願いを申し上げておきたいわけであります。一言、最後に御見解をいただいて、質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○林国務大臣 元組合長さんならではの、大変現場に根差したお話をいただきました。圃場整備の重要性というものは、大変に、委員が今おっしゃったように、なくてはならないものでありますので、しつかりと進めていくということは先ほど申し上げたとおりでございます。

お嫁さんという話がありましたけれども、昨今は、みずから農業女子ということで、いろいろな取り組みを女性が中心になつてやっていた、そういう取り組みも出てきておりまして、こうい

うものも一生懸命応援していこうと。

六次産業化の取り組み等は、女性が中心的なところに参画してもらい取り組みの方がうまくいく例が多い、こういう数字も出てきておりますので、そういうことも相まって、今回の農政改革によって、若い方、女性、こういう方が希望を持って、現場に、農業に入ってきていただけるような改革をしっかりと進めていきたい、こういうふう

に思っております。

○加藤(寛)委員 ありがとうございます。以上で終わります。

○坂本委員長 次に、後藤斎君。

○後藤(斎)委員 おはようございます。

法案の中身に入る前に、幾つか確認をさせていただきますかと思ひます。

一点は、あの二月の豪雪から二カ月強が経過をしました。四月になってから、農水省が一次、二次と対策を打っていたいたものが、地方自治体も含めて、制度の形が明確になって、四月から説明会等で一生懸命やっているんです。ただし、これは二月から御指摘をさせていただいたように、実は、今の状況を見ても、ビニールまでの撤去は何となく進んでいるんですが、曲がつたパイプまでの撤去というのはなかなか進んでおりません。この間、小里政務官も山梨の方に総理と一緒に入っていただいて、多分、そのような思いを持たれたのではないかなと思ひています。

パイプも、年間生産が日本では通常五、六万トンと言われていますし、それを倍するものが年度内に必要だということで、既に二月の時点で、経営局長からも各資材メーカーにできるだけ供給力を増してくれという御要請をしているのも知っていますけれども、やはり倍、三倍の量に対応できないし、また、量が仮に足りても、それを施工する者がいない。この二つのハードルが新たに加わってしまいました。

そういう意味では、国の補助や自治体のサポートも含めて、支援策が、やはり年度中にやるというのが予算の一つの原則なんです、これを少

し、前回経営局長も、柔軟にやりますというお話は、三次対策はしませんけれどもという前提条件でお話をされましたけれども、ぜひ、この現状を見据えた中で、来年度もきちんと、物理的に間に合わない点があるという前提の中で、早目にメツセージを出していただきたいというふうに思っているんですが、その点について、農水省のお考えをお伺いしたいというふうに思ひます。

○奥原政府参考人 豪雪対策の関係でございま

す。今回の対策は、豪雪によりまして産地が壊滅的な被害を受けているということに鑑みまして、早急に産地の復旧を図る、それから、食料の安定供給を図るという観点で、特例的な措置を集中的に講じていこうというものでございます。

このため、農業ハウス等の被災施設の再建を支援する被災農業者向けの経営体育成支援事業、これにつきましても、二十五年度と二十六年度の予算を活用して、復旧が速やかに行えるように支援していくことが必要だというふうに考えております。

したがしまして、二十六年度末までに行うのが基本だとは考えておりますが、災害対策でござい

ますので、いろいろな事情がありかと思ひます。年度中に対応できないということがありますれば、事情をよく伺った上で、適切に検討していきたいと考えております。

○後藤(斎)委員 現場の責任者であります経営局長は、豪雪対策よりも、今、何とかこの法案の早期成立をとることが頭の中にくるくる回っている、現場の責任者が違ったところに行っちゃっているというふうに思ひますので、大臣、現地説明会を各自自治体ができるだけ個別に丁寧に行っているという現状を踏まえて、ぜひ今のようなことが現場の方に伝わるような施策を講じていただきたいというふうに思ひます。

きょうは、学術会議に来ていただいています。せんだつての委員会では、平成十三年に学術会議が農林水産大臣の諮問に対してまとめた、農業の

多面的機能の貨幣価値の評価と試算というものをベースに、今回の多面的な機能のいろいろな予算や制度ができたというふうに私は思っていたんですが、なかなかそうではないという話も漏れ聞いているので、ちょっと残念な部分があるんですが、そもそも、やはり十三年前の数字に基づいてやつたものでなく、直近の多面的機能の評価に基づいたものがベースにあるべきだというふうに私は実は今でも思ひています。

そういう意味で、ぜひ学術会議にお尋ねをしたんですが、いろいろな前提はあるものの、きのうからきょうにかけて、八兆円という数字がどういふふうな形で現在の評価になるのかということについて、学術会議から、この試算の現在版、改訂版の内容について、ちょっと御報告をお願いしたいというふうに思ひます。

○田口政府参考人 ただいま先生から御質問がありました件でございしますが、平成十二年十二月、農林水産大臣からの諮問を受けまして、日本学術会議におきまして特別委員会を設置して審議をし、平成十三年十一月に提出した答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」に関するものでございます。

御指摘の試算でございしますが、諮問にありました多面的機能の定量的評価に関して、答申の作成に向けて検討を行う中で、当時の専門的知見に基づき、特定の機能についての試算と適当な代替財を通じてのその時点での貨幣評価を行ったものでございまして、答申作成のための試算と位置づけられるべきものであろうかと存じます。

本答申は、御指摘のように、平成十三年十一月に提出されたわけでございますので、日本学術会議としての役割はその時点で終了していると考えております。したがしまして、その後、新たな試算は行っていないものでございます。

○後藤(斎)委員 何か冷たくて、もう少し温かみを持って御答弁をお願いしたかったんですが、農水省の方でも、いろいろな前提条件を置きながら、例えば、価格や面積みたいなものがこの十

数年で変動していますけれども、新たに、この八兆円という試算について、現時点での貨幣価値に換算するかどうかということについては御検討いただいたでしょうか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生からお話がありました、日本学術会議の答申に示されました貨幣評価額の算定についてでございますけれども、平成十三年の算定で用いられたデータの中に、その後における調査が行われていないというようなことから更新ができませんまざるものがございまして、なかなか同様の再評価を行うというのは困難な状況にございます。

ただ、あえて推計をするということといたしますと、この評価額の約七割ぐらいが農地面積に係るデータを用いているということがござい

ます。その農地面積がどうなつたかということを用いて推計するというのをいたしますと、データによって幅がございしますけれども、平成十三年度からおおむね一割程度減少しているというようなことを踏まえますと、全評価額の約七割にそれが影響するというところからしますと、評価額全体として、現在では一割弱減少しているのではないかと推定されるところでございます。

○後藤(斎)委員 大臣、若干質問を前後させていただいて恐縮なんですけれども、今局長が御答弁をいただいたように、農業の一つの大きなベースになる農地面積がこの十年間で一割程度減少したということ、実は、経営体に着目をした経営安定対策、我が党では、戸別所得補償という仕組みを今回法的担保をするということ、いわゆる多

面的機能の部分、特に、多面的機能は農地というものに着目して対応していますから、この農地というものをこれからどう見ていくのか。例えば、今、四百五十万ヘクタールぐらいの耕地があり、五年後、十年後にこれがふえていくのか、減っていくのか、そして、農地利用という部分で、一〇〇を切っている利用率をどの程度まで高めていくかということで、やはり施策というも

のは、今回も幾つか、二毛作で幾らみたいなの
がありまされども、本質的な部分が変わって
くると思うんです。

これは後ほどもちよつと指摘をさせていただきます
まされども、これから、日豪のEPAが大筋合
意をし、牛肉関税も下がってくる、そして、甘利
大臣がきょうフロマンさんと交渉をするという形
で、日米間のTTPの合意というもの、何とな
く来週の日米首脳会談までに詰まってくる
ものもあるのかなということを考えるときに、経
営体という部分と農地という部分と、そして生
産資材を入れ込んで物をつくっていくという行為に
ついてはこれからは全く変わっていくかわい
すから、そういう意味で、農地をどういうふう
に、これからふやしていくのか、減らしていく
のか。そして、仮に農地面積が減っても、利用率を
どういうふうに高めていくのか。この幾つかの農
地にかかわる部分が、多面的機能の評価とか法的
担保をする際に、やはり非常に大切ではないかな
というふうに思っています。

ですから、先ほど、十三年前の八兆円が農地面
積の減少で一割程度下がっている可能性があるか
もしないかということ三浦局長がお答えをいた
だきましたけれども、それはまさに本質の手前に
多分差しかかっている。ですから、農地面積が
減っていくは減っていくけど、違う試算をしない
限りは、多面的機能の評価、貨幣価値の試算とい
うのはこれからはほとんど減るということになり
ますから、農地に対する問題意識というのは、今
回の法律が、いろいろな議論を進める中で、一定
程度の取れんに向けてのいろいろな議論というも
のを今与野党間でもやっていたらいいという
ふうには承知をしておきますけれども、その点につ
いて、大臣はどのように御見解をお持ちでしょう
か。

○林国務大臣 これはもう釈迦に説法ですが、多
面的機能というものを学術会議で出していただ
いたときに、貨幣に換算できるものとできないも
の、貨幣に換算できるものについて、今やりとり

をしていただいたようなことでございまして、そ
の部分について農地由来のものがあるということ
で、一割程度、こういうことでございまして。

したがって、多面的機能支払いについても、全
てが貨幣になかなか換算しにくいという学術会議
の答申もあつて、共同活動のコストということに
注目して、そういうたてつけにしているわけでござ
います。

一方で、今まさに本質的なお話をいただきました
た。農地を中長期的にどうしていくか、これは非
常に大事な問題でございまして、まさに食料・農
業・農村基本法の根幹にかかわることございま
す。

まず、現行の食料・農業・農村基本計画は、二
十二年の三月に閣議決定いただきましたが、ここ
では、平成三十二年の食料自給率を五〇％に設定
して、これを達成するための基礎として、実は平
成二十一年度と同水準の四百六十一万ヘクタール
を見込んでおるわけでございまして。

したがって、どういうところを目指していくか
ということ、そのためにどういう規模の農地と
いうものを基礎として見込むか、これは密接につ
ながってくるわけでございまして、まさに審議
会に諮問をいたしまして、一月から今の基本計画
の見直しに着手をさせていただいております。

農地面積の見直しについては、今申し上げまし
た自給率に加えて、食料安全保障ということでも議
論をさせていただくことになっております。さらに、今
申し上げた多面的機能の維持発揮のあり方、こ
ういふ論点がございまして、こういう論点を踏ま
えて、審議会がそういう論点のもとで議論を深め
て、諮問をした結果を、答申をいただきたい、こ
ういふふうにご考えておるところでございまして。

○後藤(斎)委員 大臣の御指摘というかお答え
は、よくわかる部分もあります。

確かに、実は、予想以上に耕作地という部分で
農地が減っているという部分も一方であつて、こ
れから利用率をどう高めるかというのは、繰り返

し私も指摘をさせてもらっているように、なぜ今
回多面的機能を法的に担保して、経営体また個別
の農家に対してサポートをするかというものを
つくっていく過程というのは、どうしても不安定な
農業経営、農業所得のあり方に対して、それを国
として支えていくというのが、当然、発想の大き
な一つだと思っております。

実は、本当にコストを下げ、需要をさちつとつ
かまえた農家の場合は、所得が上がっている方もた
くさんいらっしゃると思います。

これは、前回も、農業粗収益の伸びと農業経営
費の伸びというのが、経営費の伸びの方が高いの
で、所得率がこの十年でも一〇ポイントほど減つ
てきた。ただ一方で、三割というものを掛けて
も、例えば稲作だけでも三千万以上の、これは所
得という考えではありませんが、粗収益、販売金
額という形で三千万を超す農家というのがここに
来て千軒を超えているというふうなことも当然
あつて、たくさんもっている農家の比率とい
うものも、当然、法人化という組織のあり方も含
めて、出てきたと思っております。

そのときに、二つあると思っております。
どうやって具体的に需要というものを拡大して
いくのか。これは、大臣、去年はうなずいていた
だいたんですけれども、自給率が一〇〇％を切つ
ていけるものについては、価格を下げることが
できれば輸入品に代替できる、要するに、内需の
拡大余地はあるということ、今回、飼料米をそ
の対象にさせていただいたことだと思つてござ
います。ただ、十萬五千元もマックスですと支払
えるかどうかというのは、これは全然違うお話で
す。

二つあつて、やはり経営コストをどう下げてい
くかということ、需要をどう拡大するかとい
う、この二つが常に、今回、来週、一定の結論が
出るにしても、法的担保をすることについて、私
は本当に正しいと思つております。

それを、やはり需要とコスト削減の施策とい
うものが合わせわざでないといけない。

例えば、米の消費が減っている。学校給食を
やっています。輸出しますということよりも、今
一人一人ができることは何かということも考えれ
ば、実は、きょう私はお米を食べてこなかったん
ですけれども、大臣、朝飯は御飯でしたか。

○林国務大臣 私は、朝飯というのは、朝早く起
きるのが余り得意じゃないということもあつて、
大体いつも青汁なんです。そのままでは苦いの
で、青汁にいろいろなフルーツジュースをまぜ
て、それをぐつと一杯飲んで、それでスタートす
るといふのがほぼ通例でございまして、朝飯と
いうかどうか、定義の中に入るかわかりません
が、きょうもそうでございまして。

○後藤(斎)委員 大臣、胃袋の数が減少してい
くのは、これは人口動態調査を見ても、昨年でも二
十一万人以上の人口が我が国から減つたというこ
とで、この胃袋の減少と、高齢化で胃袋が小さく
なる。でも、農水省も、若い皆さんがまだ三万
人、四万人いますから、まず、大臣や副大臣、政
務官、局長も含めて、米飯を一食プラスするくら
いのことが具体的な需要拡大の施策というものに
多分必要だと僕は思っているんです。

実は、いろいろな国でも、需要拡大というのは
どういふふうに行っているのかなと国会図書館に資
料要求しましたら、やはり地域限定の地産地消と
か学校給食で米飯をふやすとか、そういうことし
か出てこないんです。

例えば、青汁じゃなくて牛乳が、国内の農家の
方がこれから大変になるといふふうないつたとき
に、では、牛乳をみんな一杯飲もうよというこ
とにすると、やはりおなかがいっぱいですから、
次に、青汁がオレシジュースが別としても、
ジュースの消費が減るといふふうなことで、根本
的には、もう一度、やはり内需というものをどう
いふふうになんかふやしていく具体的な施策が
あるのかということ、旺盛な、爆食とも言われ
ているアジアの国々にどういふふう輸出も含め
てしていくのか。

幾つかの施策じゃないのはわかっているんです

が、やはり需要を具体的にどう拡大していくのかというのにはベースとしてどうしても僕はあると思うので、そこについては、農水省、もう一度、今の食料・農業・農村基本計画を議論している際に、大きい一つの目玉として、学校給食を三回から四回にすることだけではなく、もっと具体的に一人一人ができること、どんなことがあるのかということ整理して、ぜひ僕はその中の、政府全体の施策としてやはり入れ込んでいただきたい。

そうでないと、やはりどんな工夫をしても、農家の方の数が緩やかに減少し、これから認定農家ということに限定をしていけば、もっと加速度的に減るということは多分必須だと思うんです。それを、どうバランスをとっていくかということ、これは一方で、集落営農とかに着目をした多面的機能というものがどうバックアップするかということにもつながるので、その辺の需要拡大の具体的施策について、どのようにお考えでしょうか。

○林国務大臣 需要を拡大していくということは大変大事でございます。

昨年の十二月に官邸の本部でもプランをつくらせていただきましたが、そこへ向けての省内外の本部の検討でも、需要フロンティアの拡大とそれから生産現場の強化、まさにダイヤモンドサイドとサプライサイドでございますが、さらに、これをつなぐバリエーションということで、産業政策としてはこの三本柱にしよう、それに多面的機能の維持発揮を加えて四本柱ということでこの創造プランをつくらせていただいたところでございます。

今委員が概括的におっしゃっていただいたように、やはり国内でも、まず胃袋の数が減る、それから高齢化をするということで、確かにボリュームという意味ではマーケットがどんどん伸びていく状況ではないわけですが、一方で、給食に加えて介護食、これは、たしか私の記憶ですと、実は一日に千二百円だからそれくらいは介護保

険で食費が支給される。通常はこれに上乗せされていると思いますが、これだけで計算しても、三百六十五日を掛けて、保険の支給対象を掛ければ、年間に数兆円は支払われているわけでございますので、こういうところがある。

さらには、漢方薬の原料として、御案内のように、中国からの輸入がほとんどですが、中国内での需要も出てきていることや、為替の動向等も含めて、国産をふやしていこう。もしくは、ゆめちからで、品種改良して食パンを国産だけにつくるとか、ライ麦でライメンを打っていく、いろいろなやり方がまだ国内でもあるのではないかと、こういうふうにも思っております。

もう一つは、まさに委員がおっしゃっていただいたように、外の需要を取り込むということであります。

食市場が今大体三百四十兆円ぐらいと言われておりますが、世界の食市場が今から二〇二〇年に向けて大体倍増する、六百八十兆円。その中で、我々が一番近くにいるというか、我々がその一部であるアジアは三倍になる。

ここをしつかりと取り組んでいくということで、単にメード・イン・ジャパンを輸出するというのととどまらずに、メード・バイ・ジャパン、すなわち日本食の普及を図る、さらには、日本の食材をほかの料理へ使っていただくメード・フロム・ジャパン、こういうものをあわせてしっかりと、ユネスコ無形文化遺産登録、そして、ミラノ食博覧会、東京オリンピック・パラリンピック、こういう大きな流れの中で発信をしながら、アジアの需要を取り込んでいく。

この内需、外需あわせて、ダイヤモンドサイド、需要をしつかりとつくることによって、供給サイドの強化とともにこの改革に取り組んでいかなければいけない、こういうふうにも思っております。

○後藤(斎)委員 大臣がお話しいただいたように、要するに、量的なものの増加というのはなかなか見込めないで、それを少し細分化して、付加価値の高いところに供給と需要をくつつけてい

こうということだと思ふんです。それで全体の売り上げをふやしていこうということ、これは正しい施策だと思ふます。

ただし、僕はもうこれは何度も言っているんですけども、要するに、生産コストをどう削減していくかということも実は一方の大きな柱なんです。平成二十六年度の予算を見させていただくと、低コスト化という部分の予算というのが結構削られているんです。

ですから、例えば、平成二十年です。それから六年前の、食料コスト圧縮アクションプランというのをつくったときの、具体的な品目ごとにアクションプランをつくられたじゃないですか。それが、今回、平成二十五年とか二十六年になると、革新的低コスト実現プロジェクトというのは、影も形もというよりも、違うものに全部予算が移行してしまつて、どうもコスト削減とかそういうものに非常に不熱心になったような感じがするんです。

これは、先ほどもお話ししたように、所得率が低下をしているというのは、やはり売り上げを幾ら伸ばしても経費のコストが上がっていくということ、少なくとも同じで、パラレルで動くような形で持つていかない限りは、所得というのは、手取りはふえないわけです。

ですから、そこは何でこんなに減つたのか、僕もよくわからないんですけども、新たないろいろな、多収米の提言もさせてもらいましたし、今大臣がおっしゃったように、もう少し付加価値の高い薬草にシフトしていくとかいろいろなことがあるんですけども、やはりコストをどう下げていくかということが、これも大前提にしておかないと、所得率が低下をしていけば、農家の方にとってみれば、売り上げが幾らあっても自分の使える金がないということ、それは本末転倒なので、ここはぜひもう一度省内で検討して、平成二十年の食料コスト削減アクションプランというものをもう一度、少なくとも見直していく作業をぜひ早急に指示していただきたいと思いますが、大臣、いかがですか。

○林国務大臣 平成十八年に、食料供給コスト削減アクションプラン、こういうものをつくって、平成二十年には、品目別の生産コスト削減戦略、これを作成したところでございます。

委員御指摘のように、これによって、例えば、大豆作の耕うん同時畝立て播種技術とか、キャベツの機械化一貫体系、こういう取り組み事例が出てきておるのがあるわけでございます。

また、生産資材費についても、品目共通の取り組みとして、低価格資材の提供、高性能農業機械の開発、実用化、土壌診断に基づく適正施肥の推進、こういうものも記載をされておられまして、例えば農研機構の、いろいろなセンターで、官民共同で実用化に取り組んでいる。

また、これは我々だけというよりは、やはり大規模農家や団体、メーカーの関係者と一緒になって取り組んでいかなければなりませんので、こういう意見交換を行って、例えば、農業機械について、基本性能に絞って低価格化を実現した輸出用の農業機械を国内展開することによって、二割、三割の農業機械価格の低下、こういうことの提案も受けておるところでございます。

どういう予算の入り繰りで、本当に実態として減っているのかも含めて、せっかく後藤委員から今提案がございましたので、しっかりと、これは二本柱の大きな一つでございますので、必要な検討をさらに加えていきたい、こういうふうにも思っております。

○後藤(斎)委員 先ほどちょっと触れさせてもらったTTPの、日米間の大きな一つの、今週、来週が山になるというふうにも思っています。

ウルグアイ・ラウンドが大筋合意をして、いろいろな施策がつくられて、ことしでちょうど二十年という形になります。

これは本当に簡単に結構なんです。二十年前のUR交渉と今回のTTP交渉の共通点と相違点というのがあると思うんですけども、その点について農水省はどのように評価、理解をされているか、簡潔で結構ですから、お答えいただけますか。

すでしょう。

○林国務大臣 九三年、確かに、おっしゃるよう
に二十年たったわけです。

ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉とT P P交
渉を比べますと、共通点としては、どちらも、農
産品、非農産品、サービス等、広範囲な分野で市
場アクセスの改善を目指す。それから、シングル
アンダーテイクンぐといいますが、全ての分野を
一括して合意する、こういう原則であるというの
が共通点だろうと思います。

それから、相違点としては、ウルグアイ・ラウ
ンドでは、関税、数量制限等の削減、撤廃による
市場アクセスの改善、こういう目的であったわけ
ですが、T P Pでは、関税等の撤廃による包括的
な市場アクセス、こういうことがホノルル合意で
も述べられておること。

それから、ウルグアイ・ラウンドは、まさに全
体、百十カ国を超える世界各国の加盟国が参加し
て、共通の関税削減ルールというのを議論してい
たわけですが、T P Pでは、十一カ国とそれぞれ
二国間で関税交渉を議論している、こういうこと
が特徴としてはあるというふうに思っております。

○後藤(斎)委員 大臣がお答えをいただきました
ように、私も当時、本当に若いときに、その末端
を担当させてもらいましたけれども、やはり一番
言えることは、包括合意ということで、いわゆる
国際競争力が強い分野と弱い分野が、大きい差が
出てくる。特に、農業分野は、二十年たった今で
も、国際競争力という部分では、なかなかその状
況になっていないということだと思ふんです。

きょう、お手元に資料を配らせていただきました
。ちょうどU R合意ができたときに、どのよう
な国内対策を講じたのかということです。

基本的な対策の考え方は、今まさに議論をして
いるように、国内生産の維持拡大であるとか、多
面的機能であれば、住みやすく活力に満ちた農村
地域の建設というふうなことで、大きく三つの目
標を掲げ、これもほとんど、担い手への農地の過

半の集積とか、そういうものを対策の目標として
挙げながら、講ずべき施策ということで対応が進
められました。

当時、農業予算は今よりも多くありましたけれ
ども、全体として六年間で何をするかということ
で、六兆円のU R対策というものができ、下の方
の欄にありますように、対策事業というものが、
農村整備、土地改良を過半としながら、それぞ
れの対策事業が講じられたということになっていま
す。

この評価というのは、後ほどお聞きをしますけ
れども、いろいろとプラスマイナスあると思つて
います。ただ、一つだけ言えるのは、このとき担
い手への農地の集積を過半にするというのが、二
十年たった今、何とか過半にまで来たというのは
プラスだったというふうに思ふんです。ただし、
これはやはり既存の対策を何となく切り張りした
というような感じがやはり強いんです。

ですから、私は、前回もお話をさせてもらった
ように、今回の経営体に着目した経営安定対策
は、戸別所得補償の法的担保という部分と多面的
な機能の部分法定化するという部分は非常に正
しいと繰り返し言っています。若干の違いはまだ
あるというのは、販売農家全域にするのか、それ
とも認定農家というものに絞り込んでいくのか、
そして、再生産可能な水準というのを一万五千円
と見るのか七千五百円と見るのかという幾つかの
相違点は確かにある。

生産コストの話や需要の部分もお話をさせても
らいましたけれども、次にT P Pが、大臣に今聞
いても、はい、あれは来週まとまりますよとは当
然言いませんから、あえて愚問は言いませんけれ
ども、やはり今回の議論を通じて、私は、経営体
に着目、対象農家に着目したときに、何らかの影
響は、日豪E P Aについても、T P Pがどの程度
までまとまるかどうかという結論が具体的ににな
っていませんけれども、当然のことながら、日本農
業に対して何らかの、大きい、中くらい、小
さいかは別としても、マイナスになっていくとい

うのは、悪影響が価格面、品質面にあるというこ
とは、多分紛れもない事実だと思います。

ですから、今回の議論やこの二法案というもの
を、どこかの段階で柔軟に法的担保を持つ仕組み
をつくらなければならないと私は思っています。
ですから、認定農家というのを、大臣
が昨日誰かの質問の答えの中で、少しでも、融通
無碍とは言いませんけれども、認定については市
町村と、特例も含めて面倒見るというふうなこ
とを通じて、やはり交渉している段階で、当然、
大臣の頭には、一方で、まとまったときにどうし
ようかというふうなことがあるはずなんです。

ですから、私は、この二法案というのは、これ
からの日本の農業、農家、農地という部分につ
いて非常に大きな影響を持つと思うので、ぜひ大
臣、こういうふうな対策というののも一つの立て方
だと思ふんですけれども、そうではなく、本質的
に、コストを下げて、競争力を本場に持たせるの
かどうか、需要をどう拡大するのかどうか、農家
という観点について、どういふふうにするのか
にその悪影響を個別に与えないようにするの
かというの、例えば、財政措置を講ずれば、経営
安定にしても戸別所得補償にしても、単価を上げ
ていけば、当然受け取りの金額は財政支出の中で
多くなるわけですから、そういうことも含めて頭
の整理を一方でしておいていただかないと、腰だ
めや延長線の対策では絶対だめだと僕は思ふん
です。もうこれは千載一遇なんです。

ですから、法律も確かに認定農家というように
書き込んでありますけれども、それをやはり柔軟
に現場で判断できるような仕組みというのを本
当は政省令とかでやるようなことも含めて、僕は
本日は考えてもらいたいと思ふんです。

大臣、もう二十年たつて、U R対策のこの大綱
をごらんになって、事業をどうするかということ
と、今大臣がお考えになつていらっしゃる今回の二
法案、さらには、来週以降のT P Pの問題も含め
て外交問題がどういふふうにか決着をしていくの
か、一定の結論を得るのかということも含めて、

大臣の御見解をお伺いしたいというふうに思いま
す。

○林国務大臣 基本的な頭の整理の仕方といいま
すか、考え方の筋道は全く一緒である、こういう
ふうになっております。

まだ、日豪E P Aが大筋合意をして、これから
詰めて、実施に入っていく段階、またT P Pは、
今委員からのお話があったように、交渉途中とい
うことでございますから、その影響云々について
は具体的に申し上げることはいたしませんけれど
も、ウルグアイ・ラウンド対策の議論は、去年ぐ
らいは結構いろいろあつて、中間評価をして、今
まさに委員がおっしゃつていただいたようなこと
ろで、できたところとなかなかできないところ
があつた、こういう評価になつておるわけでござ
います。これと比べて、ざっくり言うと、やること
のメニューは随分分ふえていっているのではない
かな、こ
ういふふうについているんです。

したがって、まさに今委員がおっしゃつて
いたように、いろいろなものの組み合わせ、需
要サイドを強くする、それから、きょうは、供給
サイドも大事だ、こういうお話をしていただき
ました。そういうことと、こういうふうなウルグ
アイ・ラウンドのものがやはりあわせていけるよ
うな時代になつてきている、こういう認識のも
とで、もしいろいろなことが起これば、そういう
のにしっかりと対応していかなければいけない、
こういうふうについております。

○後藤(斎)委員 なぜこれを言うかという、去
年の臨時国会で中間管理機構が通過をしました。
全般的な国の施策というのは、担い手に現行の五
割から八割の農地面積をまとめていくというのが
一つの大きな目標でした。

全部の資料は持っていないんですけれども、
先々週もらつた中では、栃木県は八割で政府の方
針どおり、茨城県は六六六、埼玉県は出ていま
せん、千葉県は四六六、山梨はもっと低かつたん
ですけれども、やはり八割に行つてい
ないところが実はあるんです。

ですから、実際、担い手の目標面積をどうするかということも、実は現行の中間管理機構の部分でも下回っているような目標を、これから農水省がどういうふうに指導していくのか知りませんけれども。

やはり収入保険という、これは実は二十九年まで、七千五百円になるのかどうか別としても、クロスをする時期でいうと、大臣は二十九年に法案を出すというお話をされたんですが、一年間くらいの周知期間は私は欲しいんです。私は欲しいというか、みんながそう思っているはずなんです、急に移行しても困りますから。

ですから、大臣、一年早めていただきたいんです。二十六、二十七で設計をして二十八年度にすると、ちょうど一年間。これから、来週か再来週か、連休明けにはめどがつくと思いますけれども、仕組みが法的にできますから、それをベースにして、やはり一年は、急に違う方向に行っちゃっても困るので、そういう意味では、二十九年度じゃなくて二十八年度に法案を出すようなスピード感でやっていただかないと。

これから、今週、来週にかけてのＴＰＰの行方も含めて、きちっとしたメッセージを発してもらうということ、現場では、中間管理機構の数字を今言いましたけれども、ちゃんと政府が目標に掲げたものになっていない現状もあるということも含めて、やはりそれを支える仕組みが必要だと私は思うので、最後に大臣の御見解をお伺いします。

○坂本委員長 林大臣、簡潔にお願いいたします。

○林国務大臣 これは、最初に予算委員会や宮腰委員にお答えしたところでございまして、やはり調査をして、そしてフィージビリティスタディー、加入、申告までワンサイクル、これはやりませんと、なかなか制度そのものは固まっちゃいないのか、こういうふうにして、こういふふうに進めば二十九年度、こういふふうにして上げておりました。

したがって、これより前倒しというのは、絶対やらないというつもりはありません、検討はしますけれども、大変難しいのではないかなというふうには申し上げておきたい、こういうふうに思います。

○後藤(愈)委員 終わりますけれども、来週、その辺についてはまたきちつと対応させてもらいます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○坂本委員長 次に、松田学君。

○松田委員 日本維新の会の松田学でございます。

農水委員会での質疑は、本日が初めてでございますが、よろしくお願いいたします。

今般の法案も含めて、最近の改革は、四つの改革と言われているというふうに認識しております。一つは、産業政策の視点で農業を強い産業にする、もう一つは、地域政策ということで日本型直接支払いということだと思えます。一連のこういった流れを見ていると、かつて、日本の農業保護の手段というのが国境措置というものだなされてきた、それをこれから、直接支払いといいますが、財政方式に徐々に移行していくのかな、しかも、デカップリング方式といいますが、そういった流れにあるように私は理解していますけれども、それに関して幾つかの御質問をさせていただきます。

私たち日本維新の会は、挑戦する個人を応援するといいますが、個人であれ企業であれ、頑張ろうとする人が頑張れるような社会をつくる。その点からいうと、農業というのは、どうも職業選択の自由が余り許されていないような、参入がなかなか難しいという点をどうするかという論点、それからもう一つは、日本維新の会は一般消費者の立場に立つということで、近年の農政が、どちらかというと生産者側、集票を意識した政策が中心だった、これを消費者がステークホルダーの政策にしていくというのが私どもの立場ではないかと思えます。

そういった点も含めての御質問で、まず最初に、私は昨年の通常国会の予算委員会や林大臣にちよつとお聞きしたんですが、そのときに、ＴＰＰのことについて、これは一般的に考えると、競争力というのは、農家の規模ということではない、日本、ＥＵ、米国、オーストラリア、それぞれが違つて戸当たりの面積なんです、規模だけではない、競争力を規定するいろいろな要因があるのではないかとこのお話を申し上げたんですが、そこは時間切れで、それで終わってしまったんです。

それに関して言えば、例えば国土の狭いオランダなんかは、アメリカに次いで農林水産品と食品の輸出額が多い。あるいはイタリアも、日本より国土は狭いけれども、日本よりはるかにそういつたものの輸出が多いというように、必ずしも面積ということだけで、もし面積だけであれば、ＥＵなんかオーストラリアと競争して壊滅しているはずなんですけれども、それ以外でいろいろな要因があると思うんですね。

ですから、日本が零細であるから、こういった高関税で守るといふ必然性があるかどうかというのは、いろいろ疑問があるかと思つています。

その中で、今般のＴＰＰで、いわゆる関税撤廃の聖域を守るといふことに専ら関心が当たっているわけですが、これは何も、もし関税の話をするにしても、急に撤廃するという選択は多分ないと思うんですね、国際交渉というのは、むしろ、長期的に考えて、早く財政方式への転換を進めながら、競争させないじゃなくて、財政方式でけたを履かせて、競争をさせて生産性を上げていく。その生産性が上がるに依つて、段階的に長い年月をかけて関税を引き下げていくということであれば、農業を保護すると同時に、壊滅的な打撃を受けることもなく生産性が上がってくる。これは、経済的に考えたら、一番合理的な方式ではないかと思うわけなんです。

こういった政策の長期的な展望をなぜ農業関係者になかなかお示しにならないのだろうかという

のはかねてから私の疑問でございまして、一昨年、「ＴＰＰ興国論」という本を上梓されていたんですが、そこでもそういうような主張をさせていただいたんです。

逆に、こういった長期的な、段階的な措置によつても日本の農業が再生しないのであれば、本当に日本の農業はもうだめになると言わざるを得ないんですが、この点についての大臣の基本的な御認識をお聞かせいただければと思います。

○林国務大臣 一般的に言つて、農産物の国際競争力というのは一体何によつて規定されているか、こういうことを考えますと、今委員がおっしゃったように、やはり価格と品質と両方ある、こういうふうにお話がありましたけれども、買手者がどちらを重視するか、こういうことではないかというふうに思つております。

例えば、トウモロコシとか小麦、これは加工原料ですので、いわゆるコモディティーでありまして、見た目と実際直接食べてどうこうというのではございませんので、こういうものは価格が非常に重視される。結果としては、こういう農産物に関しては、単位面積当たりの収量とか生産コスト、これが競争力の大宗を占めると言つていいと思います。

一方、例えば果物とか、農産物ではありませんが、加工食品等々でありますと、見た目ですとか味、鮮度、こういう差別化が容易でありまして、手間暇をかけて生産をしたもの、さらに言えば、ここにブランドというものが加わるのではないかと、こういう付加価値の向上というものが競争力に大きな影響を与えておるわけでございます。

オランダの例は、どちらかというと、加工用原料のようなものやコモディティーに近いものを、私も見に行きましたけれども、大きなガラスハウスをつくるようなことによつて国際競争力をつける。一方、今委員がおっしゃったようなイタリアやフランスというのは、小麦やブドウを輸出するわけではなくて、パスタ、ワインにして輸出をし

て、輸出を非常に大きなボリュームでやっておられる、こういうことでございますので、これは後者の例かな、こういうふうに思います。

したがって、まさに委員がおっしゃるように、作物ごとにいろいろ異なるものでございますので、単に面積とか規模とかそういうものだけに特化するのではなくて、それぞれに応じて、サブライサイドとデマンドサイド、両方をしっかりと見ていく、これが大事であるというふうに考えております。

○松田委員 考えてみると、二十分というのは余り時間がないので、次の話題に移らせていただきます。

私は、農業というのが、いろいろな方に聞いてみますと、このままでは日本の農業が崩壊してしまふということを農業従事者自身が、ほとんどの方がそう思っているという実態があるように伺っています。これは、農業が産業としての魅力を高めて、やる気のある担い手が入っていくようにしていかないとけない。

その試みとして、これは産業としての農業とはちよつと違う観点になると思いますが、お手元に「農業を始めてみませんか」という裏表の紙が配ってあります。最近、農業が若い人にも大変注目されているという話を聞いておりまして、いわゆる農業というものが、単に経済的な動機というのではなくて、農に親しむ、農ある暮らしという言葉もありすけれども、人間的価値を追求しながら、経済的価値も同時に実現していくといえます。か、いわゆる国民幸福度というものも考えていくと、これは非常に重要な分野になっていくという指摘もなされているところかと思ひます。

神奈川県南足柄市で、ある大変おもしろいことをやっている方で、もう御存じかもしれませんが、いわゆる普通の一般市民、東京に近いということもありますが、そういうサラリーマンをやっている方をとんだん農業に呼び込んで、ステップアップさせながら、やる気のある人にはいずれ就農していただく。最初は市民農園みたいなところ

で農業になじんでもらつて、そして市民型農業、例えば、リタイアした人がそれで一応自立した形で農業をやっていく、さらには新規就農へとステップアップするということで、これを行っていらっしゃる方が古屋富雄さんという方です。南足柄市の農業委員会の事務局長をされていた方なんですが、兼業農家ではなくて、兼業サラリーマンという言葉とか、あるいはイ農ベーションという言葉をつくつたりして、そういった本も出されて、割と全国的にも注目されて、テレビでも取り上げられてしています。

これは、二〇〇九年の農地法改正で、農地を取得する際の下限面積の五十アールを緩和して、地域の実情に応じて定めていいというを活用した一つの仕組みなんですけれども、これが注目されて、いろいろな自治体の方が次から次へと訪れらるしいんです。実際にこれと同じことをやつた自治体は二つしかないということで、なかなかこれが普及していかないんですが、こういったチャレンジというのはモデルケースとして国の農政としてもバックアップすべきではないかと思ひますけれども、大臣はどんなふうな御印象をお持ちでしょうか。

○林国務大臣 若い方が、農ある暮らし、そういうものに関心を持っていたらいい。これは、最近、三月に「銀の匙」という映画が公開をされましたし、五月の連休明けには、今度は林の方ですけれども、「WOOD JOB」という映画も公開される、こういうことにもあらわれていと思ひますし、私が最近聞いたのは、農あるタカは爪を隠すという話でございまして、農業の農という字を使って、爪を使わなくてもよくなるんだ、落ちついた、安定した生活になるんだと。おもしろいなと思ひました。

今の南足柄市においても、まさに今委員が御紹介いただいたように、最初からがつり本業でやるといふ手前のところをつくつていっているところろが三本柱として非常に素晴らしい、こういうふう

自治体の就農支援施策の調査を国で行つていますが、これによりまして、二十五年度ですが、この南足柄市の取り組みを含めて、全国で百二十六市区町村、区もあります、こういういろいろな農地利用支援の取り組みを行つております。

農地中間管理機構、もう既にスタートしておりますので、こういうものと一緒に活用していただくことによって、よりこの取り組みが円滑にいく部分が出てくるというふうに思つておりまして、我々としても、こういう優良事例について公表する、情報の交流をしよう、横串を刺す、横展開をする、こういうことをしていきたいと思つておるところでございます。

○松田委員 大臣におかれましては、ぜひ今の御答弁のとおり、お願いしたいと思ひます。

それから、これを進めている古屋さんという方がずっと唱えているのが、日本にもドイツのような農業マイスター制度を導入してはどうかということなんです。

ドイツという国は、そもそもいろいろな産業、三百ぐらいあるといいますが、マイスター制度がありまして、法律で定められた産業については、マイスターの資格がないとその業務ができない、開業できないと言われるぐらいの仕組みなんですけれども、それがドイツの産業発展を支えてきたと言われている。

そのマイスターの職種の一つに農家というのがあつて、その資格を取るためには、職業訓練というものをしながら、農業学校を卒業して試験に合格する。もちろん、農家の資格がない人でも農業をできますけれども、そのマイスター農家という資格を取りますと、後継者を見習いとして雇つて育成するということができるようになるというところ、後継者の確保にもつながっていくところ、このようであります。

一般的に、マイスターという資格を取りますと、社会的にもステータスが高くて、非常に誇りを持つてやっているといるということもあるわけであり

日本でも、これから直接支払いへどんどん移行していくとすれば、例えばこういったマイスター制度のようなものを充実させて、今般の交付金、ゲタ対策とかナラシ対策と言われているが、そういった対象者、今般、面積要件を外して、認定農業者とか、あるいは集落営農に加えて認定就農者というのがあつて、これもマイスター制度につながる第一歩のように見えるんですけども、そういった形で、農業を誇りある専門職業のような形で再定義して、各地域地域が描いている農業の姿を実現する担い手として、市町村がチェックをしたり育成したりしていくというような仕組みをつくっていく。

今後、どうせ国の直接支払いというのがふえていくのであれば、担い手を確保する上でも、多面的機能の発揮などの政策目的を達する上でも、農業を再生する道として、こういうことを考えてはいかがかという提案がございしますが、大臣はどんなお考えでしょうか。

○林国務大臣 まさにこの法案の審議の中でも、担い手対策をするということと全ての販売農家にすることということが今までも議論になつてきたわけでございますが、まさに我々の御提案しているものは、今委員がおっしゃつたように、担い手に集約していくこと。

マイスターは、委員の方が多分詳しいと思ひますが、ドイツでも、制度になる前から歴史の中で存在していた、これをしっかりと制度で後づけしていった、こういうことでありまして、農業においては、まさに今委員がちよつとお触れになつていただいたように、認定農業者制度というもの

が既に担い手を育成する制度としてもあるわけでございます。これは、効率的かつ安定的な農業経営を目指して、農業者みずから五年以内の経営改善計画を作成して、市町村が認定するという制度になつております。

んですけれども、そういったところをしつかり有しておかないと、政策を語る上で、やはりちぐはぐなことが起きてきたり、足並みがそろわないことが起きてくるんだらうなというふうなことを改めて感じさせていただきました。

これは最後の方に質問をさせていただこうかと思つていたんですけれども、そうした話の流れの中での話でもありますので、一点お伺いをさせていただきます。農林水産省の職員の皆さんは現場の実習というのをされているのかどうかということについて、何か仕組みとか制度とかいうものがあれば、ちょっと教えていただきたいんです。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

農林水産省の職員に対する研修に当たりましては、特に、我が国の農業が地域的にも直面する課題が非常に異なっているということもございまして、先生御指摘のとおり、現場の実態をきちんと把握するための研修というものを常日ごろから行つておるところでございます。

それぞれのフェーズにおきましてやつておりますが、まずは、新人職員を対象にいたしまして、我が省が持つております実習の圃場でのトラクター運転ですとか田植え等の農作業の実習、こういったものを入省時にきちんとやるということ。それから、入省二年目の職員を対象にいたしまして、一カ月間農林漁業者の御自宅に泊まり込みをさせていただきまして滞在研修する、農村研修という制度がございます。それからさらに、係長ですとか課長補佐に昇任をしていく段階で、その都度、農業者の方々ですとか食品産業の方々からいろいろな課題なり現場の苦労話といったようなものを学ばせていただくという研修を実施しております。

特に、先生御指摘の現場という意味では、入省二年目の農村研修というものがございまして、ここでは、一カ月間農林漁業者のお宅に泊めていただきますまして、そこでしっかりと農作業体験をやらせていただくとともに、地域の農林漁業者の方です

とか農協の方々、あるいは市町村行政の方々としつかり意見交換や交流をさせていただくというふうなことで、現場感覚を身につける研修を行っているところでございます。

○岩永委員 ありがとうございます。

きのう、少し農水省の方とお話をさせていただいていると、職種によつてはそういう研修もありますというところをおっしゃっていたんですが、これは全ての職員さんにされているということでしょうか。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

今の農村研修でございます。

これは、まず、本省で採用された方々で、二年目に本省にいる職員のうち、総合職という、昔のI種職員でございますけれども、その方々につては全員、それから、昔のII種、III種、今一般職というふうな言っておりますけれども、その方々につきましては、希望がある方々を対象としてやらせていただいております。職種等にかかわらずやらせていただいております。

○岩永委員 農政の大転換期と言われている時期でもございまして、ぜひ、これは大臣、やはり全ての職員の方々が一度、少なくとも数週間は現場に入つていただいて、先ほどから申し上げております現場感覚というのか、問題意識の出発点はどこにあるのかということと共有していただくということも非常に大切なことだと思うんです。

全ての職員さん、非常に忙しくされているのはわかるんですけれども、そうした期間を設けて、必ず全職員さんがそういう現場に一度入つて、農家の皆さんと泥だらけになりながら問題意識の出発点を共有するというような制度、仕組みも大切だと考えるんですが、大臣の御見解はいかがでしょう。

○林国務大臣 今総括審議官からお答えしたように、入省段階二年目ということこういう研修をやっておりますので、大変なことだ、こういうふうな思います。二年目は、一カ月ぐらい農林

漁家のお宅へとお泊めいただいて、やる、こういうことでございます。

書類で読んだりということも、知識も大事ですが、やはりその場の雰囲気、そういう方がどうやって日々努力をしておられるかということに直接接するということ意味で、大変なことだと思ひますので、こういう研修にしつかり取り組んでまいりたいと思つております。

○岩永委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひをいたします。

続いての質問に移らせていただきますが、前回、コンパクトシティと農政の多面的機能、特に、集落を維持していくという部分について、少しその足並みという方向性、ベクトルがずれてるんじゃないかなということについて問題提起をさせていただきました。そのときには、大臣から、集落から人が出ていくことは、そもそもコンパクトシティでは考えていないんだよというふうな御見解を賜つたんですけれども、コンパクトシティというものを勉強するという法律を見ていくと、やはりどうしても腑に落ちない部分があるんです。

というのは、ちょっと具体的に申し上げますと、例えば私の地元地域、甲賀市というところがあるんですけれども、この甲賀市は人口が十万人ぐらいの町でございます。旧町五つが合併をいたしまして、甲賀市というものになりました。コンパクトシティの考え方は、甲賀市の中に大きな拠点を一つつくつていく、そして、旧町単位の拠点を、甲賀市の場合でいうと、一つの拠点以外に四つぐらいをつくつて、そこに中心市街地をつくつていく、住居の移動なんかもしていこうということなんです。

でも、皆さんも御承知のとおりだと思いますが、旧町の中にも小学校区というのが五つから八つぐらいあります。私は、そのことを集落というふうには呼ばせていただいています、その小学校区単位の集落から人が中心市街地に出ていくようなことを誘導している法律ではありませんかと

いうことをお伺いさせていただいたんです。

これについて、大臣の御見解というのか、コンパクトシティに対する考え方、それでも集落から人は出ていかないんだよということをおっしゃった、ちよつとそのあたりのイメージというか背景を教えてくださいたいんです。

○林国務大臣 これは、前もお話を申し上げましたように、一義的には国土交通省の施策でございますので、国土交通省に直接お聞きいただくのが一番いいことだとは思ひますけれども、私の理解の範囲では、都市の市街地における都市機能の集約化を図るものである、したがって、周辺の農村集落から都市へ人口の流出を意図したものではないと理解しております、こう申し上げました。

コンパクトシティがあるなしかかわらず、一般論として、農村から都市へ人口が移動する、逆も最近では若い人を中心に出てきているということですが、このことを申し上げているわけではなくて、このコンパクトシティという施策は、都市の中での集約化を図るということを国交省でやられておられる、こういうふうな申し上げたところであります。

○岩永委員 ありがとうございます。

国交省の方ともさまざまな協議をしていく中で、どの都市がとか、どの地域がということは一概には言えないということをおっしゃつていまして、国交省も、集落を守っていくんだということはおっしゃっております。

大臣と同じような御見解は示されているんですけれども、では、どのぐらいの規模からコンパクトシティというものを推進していくんだという、やはり対象は全自治体になるわけで、イメージとしては、やはり十万人規模の地域からコンパクトシティというものも取り入れていただくとありがたいし、地元の首長さんなんかもそういったニーズは六割ぐらい持つていらつしやる、コンパクトシティに対する期待は持つていらつしやるということでありました。

集落の維持ということを考えるときに、コンパ

クトシティーとどういふふうな関係があるのかというのを私も自分の地域に当てはめたときには、どうなるのかな、どの辺の人を中心市街地に居住を誘導していくのかなというようなことを考えたが、ちよつとまだ答えというか結果というか、地元の皆さんにどういふふうに説明をしたらいのかというふうなことも悩んでおりましたので、こういったことを聞かせていただきました。

これも少し関連する問題ではあるんですが、多面的機能の法案につきまして、自民党さんが野党時代に提出した、農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案というところでは、調べさせていたと、集落等の地域社会の維持というものが明記をされていたというところでございますけれども、本法律案にはその集落等の地域社会の維持が明記されていないというところでございます。このあたりについての理由、背景を御説明いただければと思います。

○小里大臣政務官 農業の有する多面的機能につきましては、平成十三年の日本学術会議の答申におきまして、地域社会、文化の形成、維持に果たす機能も位置づけられているところであります。そしてまた、御指摘のとおり、自民党法案でも、集落等の地域社会の維持を多面的機能の定義規定において例示として掲げているところであります。

一方、政府提出法案にはこれが例示されていないわけでありまして、これは、いわば上位法であるところの食料・農業・農村基本法における多面的機能の定義、これに即して規定したということによるものでありまして、当然、学術会議で示されたような集落の維持に果たす機能、これも頭に入れて運用を図っていくべきものであります。

○岩永委員 集落等の維持は必要であるというふうな御見解だと考えます。

私も、集落というものを今後維持していくことは非常に大切であるというふうに考える者の一人

なんです。

それで、今地元の地域でも、私の同世代、三十代、四十代の若者が積極的に農業に参画をして、新しい農の改革というものを進めている若者がたくさんいるんです。彼らとお話をさせていただくと、自分たちの生活のために農業をしているというのほもちろんなんですけれども、やはり地元地域の集落というものを維持するためというふうな正義感はかなり強く持つてやっていると若者がたくさんいます。集落をいかに維持していくのかというところについて頑張っているまちづくり団体、NPO団体もたくさんございます。

なぜかという、集落を守るということ、そして、最近出てきている、人と人とのつながりとか地域住民の関係性が希薄化しているとかというふうな問題が、観光面であったり、子育てであったり、介護であったり、消防であったり、災害であつたり、文化、お祭りであつたりというところにかかなり大きな影響を出している、だから、農業を通じて地域の集落を守っていくんだというふうなことなんです。これは、逆に言うと、集落を維持するために農業というものを自分たちはやっているんだよというふうな、かなり強い正義感を持つて農業に取り組んでいる方が非常にふえてきたなというふうな印象もございます。

再度大臣にお伺いをいたしますが、集落の維持というところについて、農林水産省としてその重要性というものをどのように御認識いただいているのかということをお伺いいたします。

○林国務大臣 我が国の人口が、これは委員からも、前回ですが、少しお話をいただいたところでございますが、残念ながらと言つていいと思ひますが、減少が続く、こういう見通しでございます。

農村地域では、私の地元もそうですが、既に高齢化、人口減少、これが都市に先駆けて起こっているわけですね。したがつて、農業の振興と集落機能の維持、こういうのは切つても切れない関係にある、こういうふうに思つております。

農業というのは、御案内のように、共同で、集落の皆さん総出でいろいろなことをやつて地域資源の保全管理というのをやつて、その上にやはり農業が成り立っている、こういうことではあります。集落は、農業生産活動をやっているだけではなくて、今お話があつたように、お祭りをやつたり、暮らしの現場でもあるわけでありまして、集落あつての農業であり、農業あつての集落である、こういうことでございます。

したがつて、地域の実情に合わせて、それぞれの地域の事情はいろいろあると思いますので、産業政策のところと地域政策のところ、いろいろ政策のメニューはありますので、これを一番いい形で組み合わせて、現場に即した形で、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村、こういう実現をしていくこと、これが大事だと思つております。

うかと思ひますので、そういった部分についても、ともに我々の世代もしっかりと問題意識を持つて、今後も多面的機能、課題に取り組んでいきたいと思ひます。

もう一問させていただきたかつたんですが、時間が参りましたので、これにて終了をさせていただきます。ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、林宙紀君。

○林宙委員 結いの党的林宙紀でございます。まず、流れるに私もお話ししようかなと思つておりますが、私は、きょうは朝御飯を食べられませんでした。いつもより起きる時間が、ちよつとだけ予定より遅くなつてしまつたがゆえに、そんな状況だつたんですけれども、理事会におくれないようにと思ひまして、その上に走つてきたこともあつて、今、右の腓腹筋、ヒラメ筋、ふくらはぎの筋肉なんですけれども、このあたりがちよつと疲れているということなので、この後、お昼並びに夕食で、お米でもつてエネルギーチャージをしつかりしようかなというふうに思つております。

集落というものを人口減少を迎える中でいかに維持していくのかということは、非常に難しい課題だと思ひます。これは、農林水産省だけではなくちろん解決できない、大変大きな課題でもあります。先日、参考人の皆様方に、そのあたりについて、実際、現場からどういふふうな感覚を得ていらつしやいますかというふうな質問をさせていただきましたところ、やはりどなたも明確な答えは持たないところ、非常に難しい、大きなテーマだということでもあります。

もちろん、我々政治家としても、集落というものを、そして過疎地域というものをどういふふうにして、国の施策の中で考えていくのかということを実際に考えなければならぬ時期でもあるかと思ひます。そんな簡単に結果が出るものではないですが、農という観点から、集落、戦後日本はいろいろなことを産業化の中でなくしてきたというふうな議論もさまざまな分野でされています。

だから、農業ももちろん産業化を目指すわけなんですけれども、やはり大切な地域のつながり、根幹、文化というものを守るための努力というものは私たちは戦後の教訓から学んだ大切なことであ

それは、きょうは時間も短いので、聞きたいことはたくさんあるんですが、まず最初に、きのうの御答弁で、ちよつとわかりにくかつたなというところがあつたので、再度質問させていただきます。民主党政権の戸別所得補償の根拠というのは、恒常的なコスト割れをカバーしていくという思想です。このコスト割れについてはどのようにカバーするんですか、カバーしないんでしょうかというふうなことをきのうお伺いしたと思ひます。

そのときに、私は農業所得についていろいろお話ししましたが、若干数字が正確ではなかつたと思ひますので、改めて申し上げます。

農水省の出している資料というか、これは平成二十二年度の食料・農業・農村白書の方にありますが、大体三ヘクトールを耕作している農家について、戸別所得補償に入っていない農家の場合

は、農業所得が三十六万円という数字が出ております。一方で、所得補償モデルに入っているという加入農家についての農業所得が、これは主食用米と大豆を組み合わせて三ヘクタールにしているパターンですが、これが八十九万円ということになっております。

いずれにしても、こういった形で、農業所得だけでは十分にやっていけるのかどうかということが私の中で物すごく懸念があるんです。

そうすると、少なくとも、戸別所得補償では、その辺の農業所得という意味でいえば、かなり農家の皆さんにとっては安心材料になっているんじゃないけれども、それがなくなるといって、では、このコスト割れの部分をカバーしないとい

うことは、今後、やはり農家の皆さんには兼業でやっていただかなきゃいけない、そういう状況がある意味黙認せざるを得ないのか。それとも、だからこそ、そういったところはほとんど農地を担

い手に集積していつとということにしていきたいのかという点について、大臣、改めて御意見を伺いたいんですけれども、お願いします。

○林国務大臣 前回申し上げましたように、やはり税金を使ってやる政策ですから、やることに對する合理的な理由、これが必要であるということ

がまず第一点であります。

米については、いわゆるゲタを履かせる必要がないということ、それから、そもそも需要を上回って潜在生産力がある、こういうことから、コスト割れ補償をする合理的な理由はないということでありまして、そもそも、四年前以前はやっていなかったということでもあります。

したがって、米農家については、規模の小さな階層ほどコスト割れが大きくなっているのは御指摘のとおりで、数字であらわれているところでござい

うに考えております。

○林(由)委員 そういったことで、集積を進めていく一つの根拠でもあるのかなというふうに思っています。ただ一方で、では、そういった状況を、きのう、農地中間管理機構が一つの手段になり得るんじゃないかという話はしましたが、私としては、それだけで本当にうまくいくんだろうかというところはやはりあると思っているんです。

ですので、できれば、今後の検討材料になるのかもしれないが、やはり農地集積というのは、もともととうまく、力強くドライブしていくスキームというのがあってもいいんじゃないかなと思います。

質問ではないつもりでしたが、もし御答弁いただければ、お願いします。

○林国務大臣 多面的機能支払いということについて、構造改革を後押しするような面もある、こういうことを申し上げております。

まさに、担い手、人・農地プランでお話して、こういう人に任せていこうということがあった場合、中間管理機構によってその人に集めていく。ただ、この人の悩みといいますか、農地の規模が大きくなりますと、水路の補修であったり、そういうものもふえていくわけですね、面積が大きくなりますと。したがって、それを全部やる

かな、こういうことがあるわけでございます。

したがって、多面的機能支払いというのは、集落で、皆さんでやっていただければ、農業以外の方、自分が耕作をしていない人でも当然いいわけ

でございますから、今までは同じ規模でやっていて、一緒にやっていた作業を、そのままの人たちでやるということに対して支払いができる。一方、耕作そのものは担い手に集中するということが可能になる。

そういう意味では、中間管理機構はもちろんでござい

が、それは集積をした後のことなんじゃないのかなと思っ

ています。要は、そこに至るまでに、では、農地を出したんですか、出していただくんですかというところのインセンティブというのを私は考えているわけ

です。いろいろな方法があるとは思っていますけれども、それに対して、恐らく今は中間管理機構だということでお考えだと思

いますので、その効果というのも今後見ていきながら、それは検討していただきた

いかなというふうに思っている次第です。

きょうは時間が余りないので、今のお話も本当はもつと突っ込んでお伺いしたいところもあるんですが、次の質問という

か、衆法提出者の方にお伺いしたいと思います。

戸別所得補償の直接支払いという側面においては、私たちが納得しているところはあるんです、そのやり方自体という

か。ただ、私たちも、済みません、言葉は悪いですけども、さんざんばらまきと言っ

て批判してきたところがあります。

では、その根拠は一体、中心的にはどこにあるのかという

と、私たちの場合は、戸別所得補償を導入する前、それは、まだ自民党さんが民主党政権になる前の政権

までやってきたことということで、そのときの米価水準だった

り、補助ということ交付金の水準だったということ

を前提にして、そこからある程度、生産調整を廃止することで米

価が下がることを前提に、そこに対しての支払いをしていく、

直接支払いをしていくという意味で、直接支払いをやるべきだ

ということを言っていたわけなんです。

民主党さんがやられた戸別所得補償制度というのは、済み

ません、いろいろな深い理由はあると思いますが、形上、その前提で、米価が

変わら

ない、そのほかの転作等々に使

う補助金なども変わらないとい

う前提で、そこにばんと戸別

所得補償だけ乗っけてきたとい

う形になっているんです、追

加的に。この部分だけがそつ

くりふえていた状態だとい

うことで、私たちはばらまきだ

という状態だとい

いうふう

に言っ

てきたわけなんです

が、これについて

はどのよう

にお考えになりますか。

○玉木議員

いろいろ御批判を

いただくんです

けれども、まず、私も

予算をずつと見てきた立場からすると、民主党政権

下で、農林水産省の予算

はどうだったかという

と、もちろん、その中

でも大規模をしたり、

制度を入れる前から恒

常的な赤字がない経営

体ももちろんあったと思

います。実際、あり

ました。しかし、多くの農家が、特に、規模の小さい農

家が恒常的な赤字に苦

しみ、農外収入を入れ、中には、年金もそこに投入

しながら農地維持を何と

かやってきた、そういった現

状に鑑みて、そういった

ところについて、しっかりと

支援をしていこうとい

うことで導入したわけ

です。ですから、今後、

もし引き続き政権を担

えば、もちろん、制度上

改めたらいいなと思っ

たところはいろ

ろありました。ただ、ま

ず、そういった恒常

的な赤字の部分をし

っかりと補うことによ

って、構造改革を進め

ていく上でも、その前

提となる農地がど

んどん耕作放棄にな

ったり、営農継続を

できない人がふえて、

すぐ農地がなくな

ってしまっ

たのでは構造改革も

進みませんの

で、その意味では、

そういった日本の農

業の現状を捉えて緊

急に対応したとい

うのが我々の制度導

入の趣旨でござい

ます。

○林(由)委員

そうですね。農地を

維持するとい

う点も含めて、

やはりコスト割れ

というのを何と

かカバーし

よう、

そういう思想も

私はあり得

べき

思想かなと思ひます。これは、とる立場によつてやはり違つてくるんじゃないかなというのはありますので、そこ自体を全くなしだということを私は言うつもりはありません。

もう一つお伺ひしたいのは、やはり選択的生産調整という概念のところなんです。

今回、政府案の方では、生産調整というのをやめる、何年後かにやめて、農家の皆さんが自主的にどのぐらいつくつたらいいのかわかるのを考えられるようにしようと言つてるところ、これが一つ改革としては非常に大きい要素だといふうにも言われているわけで、私も、確かにそれとおりだろつと思つてゐます。

一方で、そうすると、戸別所得補償法案の方の選択調整というのは、その観点からいくと、政府案よりも、改革の度合いというか、それが少し弱いんじゃないかなと思つてゐると思ふんですけれども、改めてこれの意義について伺ひたいんですが、お願いいたします。

○玉木議員 お答え申し上げます。

林先生も、生産調整というのは、やはり何かやる気のある農家のやる気をそいでしまふ、例えば、いっばいつくつたのに、そのことがあつてつくれない、もつと輸出をしたいんだけど、生産調整があるばかりに自由にできない、ある種、市場を曲げるというか、やる気をひん曲げる制度だといふようなイメージで質問されているんだと思ひますが、私は、実は、民主党政権が戸別所得補償制度の導入と同時に意味制度として確立させた事実上の選択的生産調整は、むしろやる気のある人あるいは真面目に頑張る人を応援する制度になつてゐると思ふんです。

それ以前の減反制度をちよつと対比して申し上げますと、以前の減反制度の最大の問題は、破つた人が得したんです。

どういふことかといふと、一生懸命減反を努力してやるのに、参加しないで自由につくつてやる人は、生産調整に参加していただいた方の努力で高く保たれている米価で商売ができます。加え

て、そのプライスたるPを維持した、みんなの努力で維持したPを利用して、幾らでもクオンティティー、Qを拡大できて、フリーライダーの典型になれるわけですね。

でも、減反に参加しないから補助がもらえない、損だと思ふんですけれども、では、米価が下落したときにセーフティーネット的な補助が受けられないかといふと、必ずそのときには政府が緊急買い上げに出てきて、七百億も八百億も突つ込んで買つてくれるんです。

だから、参加しないことが、あるいは守らないことが経済合理的に有利なんです。つまり、真面目な方が報われなくなるんですね。

これに対して、ベナリティー型の減反からメリット型の減反、生産調整に変えたことによつて、参加してゐる人は確実にそのことによつてメリットを受けられます。破つた人は、そもそも、もともと何もないわけですから、つくる人は自由につくつてくださいといふことです。

参加した人にメリットがある制度なのか、違反者にメリットがある制度なのかといふことで、この選択的な事実上の減反制度、選択制になつたことによつて、生産者の自由度や、あるいは経営判断の自由度といふものをより高める効果がむしろあつたと我々としては考えております。

○林(宙)委員 今のお話は、もしかすると、今自民党の石破幹事長が農林水産大臣になつたときに、ちよつと似てゐることをおっしゃつていたやうな気がします。言葉がいいかどうかわかりませんが、正直者がばかを見るというやうなところはちよつと考えなければいけないのじゃないかたしか御発言されていたのを私も覚えてゐますので、そのことと同じなのかなといふうには思ひます。

そうすると、確かにそのやり方といふのは非常に合理性を持つてゐるというところは私も理解できます。ただし、先ほど御説明いただきましたけれども、それでもやはり既存のシステムにぽんと補助金を乗つけてきたのじゃないかといふところ

ろは、私は、やはりまだ何となくその懸念は拭ききれないやうなところ。

これが、例えば恒常的なコスト割れといふところをちよつと無視した場合には、それをなくした水準で考えたときの所得をベースに考えて、そこから、例えば若干米価を下げるやうな政策があつて、そこを直接支払ひしますよといふことだつたら、私は理解はできるんです。つまり、その分米価が下がつて消費者負担が減るわけですから、それでもつて財政負担に置きかわるやうなことであれば、私は、これは非常に合理的な直接支払ひになるんじゃないかなと思つてゐるところはあります。

もう大分時間も限られてきましたので、済みません、最後に、またこれも玉木先生にお伺ひします。

先ほどの答弁で、戸別所得補償については、いろいろな考えをもう一度見直す必要もあるんじゃないかといふ趣旨のことをおっしゃつていましたので、もし民主党政権といふのが続いていたとして、この戸別所得補償制度はどういった点を見直す必要があるかといふことについて、何かあればお願いいたします。

○玉木議員 お答え申し上げます。

私は、政権が続いていけば、三つやりたかつたんです。一つは、固定払いのところの上に乗つてゐる変動払いについては、これは明らかに保険制度と類似しますので、生産者負担を求める保険制度として、現行のナラシと整理統合していきたい、これがまず一つでした。

これは、今政府案の中にも入つておりますし、我々の法案の中にも入つておりますが、ある意味、政府においても実現するといふことなので、いいかなと思ひます。

残りの二つなんですけれども、これは、地域別の交付単価にしていききたいと思つていました。というのは、恒常的な赤字というのは、生産コ

ストについては当然地域性が出てくると思ひます。ですから、販売価格と生産コストのギャップを埋めるといふこの理念を追求するのであれば、恒常的なものですよ、サボつてコストが高いのももちろんやりませんけれども、長年にわたつて一定期間データをとれば、その地域特性ごとの恒常的な赤字といふのは算出されます。ですから、余り補填しないやうな地域が出てきて、ここについては、ある程度、市町村ごとにするのか、都道府県別にするのか、あるいは農政局ごとにするのか、いろいろな切り方はありますけれども、一定程度、地域ごとの的確な単価を設定していくやうに持つていきたくつたと思つてゐます。

三つ目は、関係しますけれども、真に補填しなければいけない農家と真に補填しなければいけない農地にこの制度をやはり長期的には限定していきたいといふうにも考えておりました。

これにはやはりデータが必要で、本常に恒常的な赤字が生じてゐる農家、作物は一体何なのか、それはどこにどういふ形で存在するのかといふことをしっかりとデータをとつた上で、本常に必要なのは厚く、既に、米であつても、補助の必要のない人、岩盤が必要なくやれる方も今現在いらつしやると私は思ひます。そういうふうには、これは社会保障制度に多少似た面もあるのかもしれないが、真に支援を必要とするところに限定していくやうなことを、単価のデータの分析をしっかりと集積した上で、支援を重点化していききたいといふうに思つておりました。

○林(宙)委員 どうもありがとうございます。そんな形で、いろいろと見直すべき点といふのはあるんじゃないかなと思つてゐるんですが、こまでいろいろと議論をさせていただいてきて、私自身も、ああ、なるほど、そういうことだつたのかと思つてゐます。これは、政府案の方ももちろんそうです。ですので、あとのぐらゐ質疑の時間があるかはわかりませんが、けれども、残つた質疑回数でしっかりとそのあたりの

ところも明らかにさせていたでいて、考えていき
たいなというふうに思っております。
では、きょうは以上で終わります。ありがとうございます。
ございました。

○坂本委員長 次に、畑浩治君。

○畑委員 生活の党の畑浩治でございます。

本日は、まず、大所高所の議論をやらせていた
だきたいと思っております。

例えば、国土政策の観点も含めて、人口減少時
代における農地のあり方ということでございまし
て、今、国土形成計画法ですか、これは国交省の
所管だと思いますが、新たな国土のグランドデザ
インという議論も研究会で始まっているようにで
す。このテーマというのが、人口減少時代におけ
る国土のあり方、人口減少していくから、結局、
そこをしっかりと結ぶような基盤整備が必要だとい
う話もちろんとあつたんですが、その本質はそう
いうところではなくて、いかに人口減少時代の国
土の利用、あり方を考えていくかという根本哲学
の問題が出てくるんだらうと思っております。

結局、今までは、人口がふえるから、都市の方
から農村地域、農地に侵食してくる、そこをいか
に守るかに追われていたという歴史だったんだら
うと思っております。これからはそういうことはな
くなる。だから、人口減少時代では、いかに農地を耕
作放棄地にならないようにしていくかというの
は、これまでこの委員会でも議論がされたところ
であります。

こういうときに、農地を維持するというのは当
たり前ですが、人口が減っていくから、そこに対
する需要が国内は少なくなるから、農地は
減らしていいというふうないうのか、それ
とも、農地は今のまま維持していくというのか、
あるいは、人口が減るから、開発的な用途は少な
くなってくるから、むしろ農地をふやした方がい
いというのか、いろいろこれは根本的な今後の方
向性というのがあるんだらうと思っておりますが、人口
減少時代における農地のあり方というのは、大体
どのようにお考えになっておりますでしょうか。

○林国務大臣 先ほど、人口が減少する話をど
なたかときにもやらせていただきましたが、やは
り先に進んでいるわけですね、農村の方が。おつ
つけ都市も追いついてくるだらう、こういうこと
でございいます。

今委員がおっしゃっていたように、一方
で人口が減るということは、食料の需要もその分
減っていく、こういうこともございいます。

したがって、産業政策の部分としての農地と、
それから多面的機能的な農地、結局、最後は農地
は一つですから、切り分けるといふのはなかなか
難しいと思っておりますが、やはり両面からいろいろ
ことを考えていく、食料安保等を考えるときも、
そういうことが非常に大事だ、こういうふう
に思っております。

こういうことも踏まえて、また、農政の大きな
方向性を十二月に打ち出していただきましたの
で、こういうことをベースにして、現行の計画は
食料自給率五〇％を目指すための農地ということ
で四百六十万ヘクタール強ということになってお
ります。このことについても、食料自給率、自給
力、こういうものとあわせて、しっかりと審議会
でそういう論点を整理していただいで答申をいた
だきたい、こういうふうにご考えております。

○畑委員 これは、まさに農業の論理というか、
農政の方からしっかりとリードしていただきたい
なと思っております。

実は、危惧するのは、国土政策なり日本全体の
ことを考えた場合には、今までもそうなんです
が、コンパクトシティーの議論もさつき岩永委員
からありました。国交省というか、開発の論理
の方からいかに守るかというところをやってきた
というのは、私はちょっと引張られてきたな
と思っております。そこはむしろ農政の方からし
かりやっていたなければと思っております。

結局、今回もコンパクトシティー等の国交省の
政策があるわけですが、これは、そういうことが
起こった場合に、農地政策とか農村政策、集落政
策においてどういう影響があるかという受け身で

はなくて、やはり、もつとこつちの論理で攻めて
いって、そこから動かすような発想があつてもい
いのだらうなと思っております。

大臣、都市機能が集約されれば効率的な農業を
行いやすくなるというお答えで、それはそうだと
思いますが、今の問題意識からいうと、もつと連
動しまして、都市計画と農村計画的なものが一体
化していって、その連動を強めていっていい
なという気持ちはしております。

というのは、これは大きな話になりますが、日
本には農振法があるんですけれども、集落整備法
もありましたけれども、いわゆる農村地域を整理
するような計画、法制というのは、実は余りない
わけですね。

一方、ドイツとかフランス、イギリスというの
は、国土を全体として見たような法体系があつ
て、都市・農村整備計画法みたいなものがある
で、国土全体を俯瞰しながら、別に開発ではなく
て、農地の論理も含めて、むしろ総合的に考えて
いくということがあります。開発不自由の原則か
ら出発しているんです、そういうのがあるという議
論もあるんですが、今、実は人口が減っていくわ
けで、そういう法体系のあり方も抜本的に検討し
てもいいんじゃないのかなという気がしております。

そういう議論をしてきたときに、個々の省の計
画体系があるから、革命でも起きない限り一元化
できないよという議論が、二、三十年前の田中内
閣のころにあつて、それでできたのが国土利用計
画法の土地利用基本計画です。これは別に、それ
ぞれの個別の計画の上の調整弁にすぎないわけ
で、かなり白地地域も残ったり、農業の論理が発
揮される計画になっているかといえば、私も疑問
に思っておつたんです。

結局は、そういうことも含めた法制の検討が必
要だと思うんですが、これはこれで大きな課題な
ので、たちまち答えが出る問題ではないのでお聞
きしないのですが、現状の認識だけ、きょうは事
務方から聞いておきたいと思っております。

こういう人口減少をしてきた場合に、農村整序
の法制として、現行の農振法とか農地法等があり
ますが、これに対する評価というのはいかがで
しょうか。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

人口減少社会におきましても、国民に対する食
料の安定供給の機能ですとか、農業の多面的機能
の発揮の基盤であります農地の確保を図るとい
うことが重要であるということがまずございませ
う。それから、他方、人口減少に対応するために、
農村部におきましても、先ほどの御議論にもあり
ましたけれども、日常生活に不可欠な施設、機能
の基幹集落への集約ですとか、あるいは周辺集落
とのネットワークの形成といったようなことが進
みまして、それに伴いまして、土地利用の、大き
く言えば再編とでもいまいましようか、そういった
動きが出てくるということも想定されるところで
ございいます。

このような課題に適切に対応していくために
は、農業上の土地利用と、それから非農業的な土
地利用との調整を、一定のルールのもとに的確に
実施するということが重要であると考えておりま
す。

そういった面からいたしますと、優良農地の確
保を基本として、非農業的土地利用との調整を行
うための枠組みとして定められております農業振
興地域制度、農振法、それから農地法に基づく農
地転用許可制度というのは、人口減少社会におき
ましても、引き続き重要な役割を果たすというふ
うに考えております。

○畑委員 日本の場合には、農振農用地区域の規
制ですやうで、そして農転のところで抑えてい
るという規制で、実は欧米と、特にヨーロッパと
違うのは、ゾーニング制をとっていないわけだ
よね。

これは、同じ効果が出ているからいいのでもし
れないという気もするんですが、ただ、人口が沈
滞してくる、つまり、ふえないようになってくる
と、土地利用もおのずからそんなに変わってこな

いようになる。そうすると、むしろ農業ゾーンングが必要じゃないかと、それでいいんじゃないかという議論も出てくるんじゃないかと思ひます。

結局、集約とともに守るということを持ち出す場合には、どういう農地体系がいいのかというのはこれからの議論になるんじゃないかと思ひます。思つておいて、こういう大きな食料・農業・農村基本計画の中でもいろいろあり方を検討していただきたいと思います。

こういうことを申し上げるのは、農村集落の整備についても、実は縦割りで、結構ダブっているんです。財政が厳しい時代においてこそ、そこをどうやって総合的にやっていくかという観点も必要だと思ひます。

例えば、道路一つとっても、農道、林道と道路法上の道路は、実はBバイCの基準も違うわけですよ。そこでダブル投資があることもある。これは、別に省庁を超えて調整すればいいということもあるのかもしれないけれども、なかなか、それでうまくいかない部分も実務上あるのは私も存じておりますし、集落排水、下水道をとつてもそうですね。

だから、そういうことも含めて、財政資金をより有効に活用するという観点も含めて、私は都市、農村計画的な総合的なものが必要になつてくるのではないかなと思ひます。

きようは、ちよつとそういう問題意識を申し上げさせていたで、次の議論に入らせていただきますと思ひます。

もう一つ大きな話で、安倍政権の女性活用というところであります。

安倍内閣は女性の活用を大きく打ち出されておりました、大変すばらしいことだと思ひますが、農業においてもこういう視点が重要だということはあるまいと思ひます。

これは、今の農業の構造改革、集積の議論をしていると、女性の活用がどうなつてくるんだろかなというの、ちよつと見えないというか、疑問に思ふところがありまして、地域の兼業農家でも

やつていようおぼさんたちと話す、我々は、女性とかお年寄りも農業をやつていて、参加している、そういう意義は非常に感じていて。そういう参加形態が引き続き続くことも必要であるし、余りにも集積という考えを出し過ぎると、そこそこはどうかというところ、我々はどうなるんだろかということ、ちよつと心配して、聞かれるところがございます。

この話は従来から出しましたけれども、ことしは国際家族農業年ですね。これは、効率化とともに、農地を農地として維持することである、まさに、地域の人がみんな支え合う、意義を持つて、やりがいを持つて参加することが必要で、そこにおいて女性の活用という観点もあるのだからと思ひます。

あるいはまた、女性の視点という形の農業の産業化ということも重要だと思ひますが、大臣、そこはいかがお考えになつていますでしょうか。

○林国務大臣 加藤委員のときにも少し触れさせていたと思いますが、基幹的農業従事者のうち、既に四四％は女性であります。地域農業の振興、六次産業化の担い手ということでも力を発揮していただいております。

先ほど申し上げたように、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きくなる、それから経営を多角化するということ、それから女性役員、管理職がいる農業経営体は、いない経営体と比べて、売り上げ、収益力が向上する傾向にある。政策金融公庫のデータだったと思ひますが、それが出ております。

ちよつと考えると、どういうお献立にするのか、そのために何をかうかということ、これは女性がやはり中心となつて、まだやつておられるわけでごいまして、逆に言えば、そういう消費者に対してどういうことをやつていったらいいかという観点で考えると、こういうデータは当然かという数字になるんだろかな、こういうふうと思つております。

そういう意味で、発想を豊かにしてチャレンジ

をする、こういう女性の能力を最大限に発揮するということが成長産業化にとつても重要だ、こういうふうと思つております。

従来から、家族経営協定、経営の方針、役割分担について取り決めるものを締結しようということとを推進したり、農業委員や農協役員への女性の登用の推進、それから次世代リーダーとなる女性農業経営者の育成、こういうことをやつてまいつたところでございます。

最近では、これに加えて女性農業経営者間のネットワーク、横のつながりを促進する、それから人・農地プランの検討会など、企画立案段階から女性の農業経営者の参画の促進、まさに男女共同参画ということでございます。

それから、六次産業化などにチャレンジする女性農業経営者に対する補助事業の優先活用、そして農業女子プロジェクトというのを新たに始めまして、女性農業経営者の知恵やニーズと民間企業が組んでいただいで、ニーズとシーズを結びつけて新たな商品やサービス開発等を行う、例えば、農業機械や着るものも女性に合ったようなものにしていくということが、既に成果として出てきておるようでございます。

こういうものを新たに加えて、政府全体で輝く女性を応援するという安倍政権の方針のもとに、女性農業経営者にもますます輝いていただきたい、こういうふうと思つております。

○畑委員 女性の視点をぜひとも生かしていただくよう、お願いしたいと思ひます。

農業の議論をしているときに、これから日本の農業の生きる道は、六次産業も含めて、付加価値を高めてブランド化するというところだと思ひます。そういう場合の商品感覚というのは、いろいろな商品化を含めて、女性が必要だと感じていると思ひます。

日本の農業の行き着く先は、やはりそういうことをしっかりとやっていくとすれば、女性の活用は非常に重要だと思ひます。また、そういう大きな話以外に、地域を支えているおばちゃんたちを心

配させないように、しっかりと彼らの意義を認めながら、構造改革というのは必要ですが、漸進的なというのは、やはりそういう思いがありまして、地域に根差して、地域の人たちがやりがいをもち続けるような改革であつてほしいと思ひます。そのことを申し上げておきたいと思ひます。

それから、細かい話とか法律の話に入らせていただきますが、生産調整の関係であります。従来、お話を伺つておると、政府案のやり方も一つのやり方で、確かに、論理的にはそういう道もあるのだからと思ひます。ただ、やはり複雑で、現実には動かせるには、実務に落とす場合には、一工夫要るのかなという気はしています。

やはり補助金等の連動があつて、なおかつ強制ではない、あめという形で、自主性を生かす形で生産調整と結びついているのが実効性があるというふうな思いがあります。

そういう意味で、今の戸別所得補償の生産調整との絡みは非常によく考へられているなと思ひます。うんですが、その点、やはり生産調整との関係で見た観点で、戸別補償制度の意義というか思いを大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○林国務大臣 先ほど林委員の御質問に答えられていた玉木委員が、ペナルティー型のいわゆる生産調整と、それから今の民主党さんの法案についての比較は答えたいんですが、今の我々のものと、それから今の出されている法案の比較というのが聞けなかったのがちよつと残念でございますので、またいつか聞かせていただきたいと思います。

まず、やはり需要ということを考えますと、よく言う昭和三十七年の百八キロから平成二十四年の五十六キロというように、米の消費量が残念ながら半分になつておる。食生活の大きなライフスタイルの変化は、今後それほではないと思ひますが、高齢化と人口減によつて、中長期的なトレンドは毎年八万トンずつ減つていく、こういうことでございます。

先ほど御議論があつたように、戸別所得補償制

度のもとで生産調整は選択制になっていた、こういうことですが、やはり実際に米の生産、販売に、行政は、若いときに研修に行ったりして、現場の感覚はあるわけでございますが、実際にやっているのは業者の皆さん、生産者の皆さんでありますから、行政によって生産数量目標の配分が行われているということで、例えば、私が就任してから、中食、外食のような方が来られて、取引先から、なかなか生産拡大の要請に応えられない、こういうような、ある意味ではもったいない話も実際に起こっていたこととございまして、そういった意味で、今回いろいろな議論を経て、この見直しをすることにいたしました。

毎年毎年一作ずつつくるという性格に鑑みて、五年を目途にして、この目標をみんなで共有して、そこに向けてやっていくということと、これはある申し上げてきたような環境整備を行うことにいたしましたわけでございます。

一つの例として申し上げれば、先ほど申し上げました中食、外食のメーカーと米の生産者が、例えば五年間、もう取引を決めないか、何万トン、こういうせつかくのオファーがあつても、生産数量目標が毎年毎年決まってくるので、なかなか五年先の数量をコミットして中長期契約に応じられない、こういうことがあつたわけでございまして、今回のこの見直しによつて、そういうところにきちつと道を開いていくことができるようになる、こういうことを例として申し上げたいと思います。

そういう意味で、やはり需要というのを一つのキーワードにしてこういう仕組みにさせていたのだ、こういうこととでございます。

○畑委員 需要をもとにというのはそのとおりなんです、現行の戸別所得補償に基づく生産調整でも、別に需要を行政が判断して割り当てればいいので、そこはあながち需要を無視しているわけでもないと思いますし、中食、外食で売りたいければ、これは実質的な選択制ですから、その範囲から外れて、どんどん安く、大量に売りたい人はや

れるわけです。そこを排除しているわけでもない、その理屈はちよつと違うのじゃないかなと私は思います。

とともに、やはり生産調整が実効的にできるかどうかという観点で考えると、そこに絞って考えた場合には、どちらが実効性があるのかなという考え方をした場合に、私は、やはり一定のそういう措置とリンクしている方が、生産調整ということでは合理的だなという思いがあります。

そういうことを申し上げた上で伺いたいんですが、これは何か、私が聞いていないときに、きのうも議論はあつたようですが、戸別所得補償による生産調整はうまく機能したかどうかということなんです。要は、端的な数字で、過剰作付が戸別所得補償を導入してから減つたのかどうか、過去とのトレンドと比べてどうかという、その評価をお伺いしたいと思います。

○佐藤政府参考人 最近の実績で申し上げますが、主食用米の作付面積が生産数量目標の面積換算値を超える、いわゆる過剰作付といったものにつきました、平成十六年産以降、徐々に増加しまして、平成十九年産につきましては七・一万ヘクタールということになりました。その後、平成二十年産からは減少に転じまして、平成二十三年産には二・二万ヘクタールとなりましたが、それ以降は微増傾向で推移しております、直近の平成二十五年産では二・七万ヘクタールとなっております。

この過剰作付の水準が近年安定的に推移している要因といたしましては、二十二年産以降、米の直接支払交付金等のメリット措置が講じられたといったことのほか、二十年産から開始された餌米等への支援の定着、また、東日本大震災によりまして、東北における主産県における生産力への影響といったような複合的な要因があつたものと考えているところでございます。

○畑委員 ありがとうございました。

さはさりながら、事実としては、二十二年が四・一万ヘクタールから二十三年が二・二で、大

体二・幾らで推移しているのを見ると、やはり大きな効果が数字としてあらわれているなと思っております。

本日は、そのことを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○坂本委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十六分散会

平成二十六年五月十九日印刷

平成二十六年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F